

千曲市訓令第10号

本 庁
出先機関

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年9月29日

千曲市長 小川 修



行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令

(千曲市文書取扱規程の一部改正)

第1条 千曲市文書取扱規程(平成15年千曲市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

市民課	市民	市民課	市民
		上山田戸倉出張所	上戸

」を「

市民課	市民	市民課	市民
		上山田戸倉出張所	上戸

」に改める。

別表第3中

「

市民	庶務	市民	年金	上戸市窓								
----	----	----	----	------	--	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

市民	庶務	市民	年金									
上戸	庶務	市民窓口										

」に

改める。

(千曲市災害対策本部規程の一部改正)

第2条 千曲市災害対策本部規程(平成15年千曲市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表統括者市民環境部長の部中

「

	上山田戸倉市民窓口班 上山田戸倉市民窓口係長	同左係員
--	---------------------------	------

」を

		上山田 戸倉出 張所班 市民 窓口 係長	同左係員	
--	--	-------------------------------------	------	--

改める。

(千曲市戸籍事務取扱規程の一部改正)

第3条 千曲市戸籍事務取扱規程（令和3年千曲市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「千曲市歴史文化財センター条例（平成23年千曲市条例第13号）に規定する千曲市歴史文化財センター上山田分室に置く市民課上山田戸倉市民窓口係（以下「上山田戸倉市民窓口係」という。）」を「千曲市出張所条例（令和3年千曲市条例第18号）に規定する上山田戸倉出張所（以下「出張所」という。）」に改める。

第2条第2項、第3条第4項ただし書及び第8条中「上山田戸倉市民窓口係」を「出張所」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。